

平成 29 年 4 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社フード・プラネット  
代表者名 代表取締役社長 丹藤 昌彦  
(コード：7853 東証第二部)  
問合せ先 代表取締役社長 丹藤 昌彦  
(TEL 011-222-0999)

### 再発防止策の進捗状況に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 3 月 16 日付「特設注意市場銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求に関するお知らせ」で開示のとおり、東京証券取引所より当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められたため、平成 28 年 3 月 17 日付で、当社株式が「特設注意市場銘柄」に指定され、当該指定より 1 年を経過しました平成 29 年 3 月 17 日付で株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）へ有価証券上場規程に定められた内部管理体制確認書を提出しました。

当社グループの現状は、特設注意市場銘柄への指定以降、全社一丸となって内部管理体制等の強化及び再発防止策の徹底に向けた取り組みを開始しており、再発防止策の進捗につきまして、平成 29 年 3 月 17 日付の内部管理体制確認書に基づき、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 内部管理体制等の強化に伴う再発防止策及び進捗状況について

##### (1) 取締役会の機能強化

項目	改善策	実施状況（内部管理体制確認書）
取締役会付議事項の確認 （週次マネジメントミーティングの運営強化）	週次マネジメントミーティングの実施	①週次マネジメントミーティングは未実施 ②月次マネジメントミーティングとして平成 29 年 2 月及び 3 月に実施。
	組織管理規程の改定	平成 28 年 8 月に改定したが規程の改定は不十分。
社外取締役・社外監査役への情報提供の充実	取締役会運営細則の改定	平成 28 年 8 月に改定したが規程の改定は不十分。
	取締役会資料等の提供は電子メールにて原則 3 日前に提供	平成 28 年 12 月までは運用ができていない。平成 29 年 1 月以降の関連資料は 3 日前までに資料の提供している。
	意思決定かかる牽制機能及び重要な取引の基準の設定	重要な取引金額基準について一部は明確化したが必要とするすべての項目について明確化できていない。

項目	改善策	実施状況（内部管理体制確認書）
取締役、監査役の選任方法について	取締役及び監査役の選任にあたっては、その責務を果たしうる知識、経験、能力が取締役会及び監査役会全体として整うような人選、また、取締役、監査役として実効性を確保できるよう、時間及び労力を投入することが可能な人選	<p>新任取締役の略歴資料などをもとに当社役員としての適切性を検討し、飲食事業経験が豊富で当社子会社である株式会社キューズダイニングの設立者である日置氏（新任）、飲食店の経営企画及び、経営コンサルティング業務に高い知見を有している足立氏（新任）、東京証券取引所 JASDAQ スタンダード市場に上場している株式会社レッド・プラネット・ジャパンにおいて経営企画室室長などを歴任した経歴と平成 27 年 1 月に当社に入社して以降、当社の内部管理体制や組織体制の改善及び事業運営にも中心的メンバーとして参画した丹藤氏（新任）、資金調達等の面で当社への貢献が今後も期待されるサイモン・ゲロヴィッチ氏（重任）、外交官経験から海外情報等の知見を有するサム・ゲロヴィッチ氏（重任）を選任。しかしながら、うち 2 名は役員服務規程の役員の兼任禁止規定に抵触。</p>
		<p>監査役の選任はしていない。 なお、監査役 1 名は役員服務規程の役員の兼任禁止規定に抵触。</p>
少数株主の保護について	支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する方針	<p>平成 28 年 8 月に改定したが規程の改定は不十分。 平成 29 年 3 月に改定予定。</p>
	取締役会での意思決定において、経営陣・支配株主などの関連当事者と会社との間に生じうる利益相反取引については、利害関係者は議論、決議に不参加とする	<p>一部の取引について議論及び決議に参加していた。当該取引については、少数株主の利益を害さないと判断したことから、例外的に議論の参加を認めた。</p>

### （2）役員からの不適切な指示を牽制する仕組みの強化

項目	改善策	実施状況（内部管理体制確認書）
規程の見直し	取締役会運営細則の制定、役員規程における服務条項の見直し、経理事務不正防止管理規程の制定、稟議規程及び稟議書の見直し、経理規程の見直し	<p>平成 28 年 8 月に改定したが規程の改定は不十分。 平成 29 年 3 月に規程の改定予定。 今後は、平成 29 年 4 月に実施予定の規程研修において役職員に周知の上、運用予定。</p>

### （3）子会社の管理体制強化

項目	改善策	実施状況（内部管理体制確認書）
子会社管理体制の構築	子会社・関連会社の管理体制	<p>子会社の整理・方向性は検討したものの決定していない。 3 月実施予定の月次マネジメントミーティングで今後も検討する予定。</p>
	内部統制の観点からは、改めて子会社の情報収集、意思決	<p>実施できていない。</p>

	定プロセスの整備を行います。	
	内部監査室による規程運用状況の確認	外部の専門家に平成28年9月に内部監査業務を委託している外部コンサルタントにより子会社の人事関係規則規程の運用状況の業務監査を行い、評価結果について当社代表取締役役に報告。しかし報酬の支払いが遅延し、その後、内部監査業務は実施されておらず、平成28年9月期における業務監査は1度のみ。平成29年9月期は、再度外部コンサルタントと業務委託契約を締結し、平成29年3月に決議される規程が当社及び子会社において正しく運用されているか業務監査を実施する予定。

#### (4) 監査役及び監査役会の活動の活性化

項目	改善策	実施状況（内部管理体制確認書）
規程の見直し	監査役会規則の見直し及び取締役会運営細則の制定	平成28年8月に改定したが規程の改定は不十分。平成29年3月に規程の改定予定。
監査機能の強化	機動的な情報収集の実施	①平成29年2月より、月次マネジメントミーティング実施。 ②監査役監査実施状況は、平成28年6月～平成28年12月に合計9回の実施。
会計監査人とのコミュニケーションの強化	監査役と会計監査人のコミュニケーション、内部監査室と会計監査人コミュニケーション	監査役と会計監査人とのコミュニケーションは、平成28年6月～平成28年12月に合計8回の実施。内部監査室と会計監査人のコミュニケーションについては、旧経営体制下では内部監査業務に従事する従業員がおらず、また、内部監査業務を委託していた外部コンサルタントについても、報酬の支払いが遅延した結果、内部監査業務を十分に行う事なく契約を解除された。その後新たに契約締結し、当社の従業員を内部監査室に配置したが、外部コンサルタントとの契約後間もないことから、監査役と内部監査室とのコミュニケーションは実施していない。今後、監査計画の内容や監査実施時における問題点などについて監査役と内部監査室で積極的に情報交換を行う予定。

#### (5) 組織体制の改善

項目	改善策	実施状況（内部管理体制確認書）
人員の確保等	人材の採用	①管理部門の人材採用ができていない。 ②職務権限表の整備・運用ができていない。 ③法務課職員が十分に存在しないことから弁護士に対し業務補助を依頼。 ④財務・経理課では、給与計算、記帳代行、年末調整及び法定調書作成等の一部の業務を外部に委託。 ⑤内部監査室では、専任職員が配備できていないため、外部コンサルタントと業務委託契約を締結し、専門家に内部監査業務の実施を委託するほか、当社

		従業員が当該業務の補助をすることにより、適切な内部監査業務の実施を可能にする体制を構築。 当社の管理部門の多くを業務委託に依存している現状は好ましくない事から、今後新たに採用を行う予定。
--	--	--

(6) 内部監査室の機能強化

項目	改善策	実施状況 (内部管理体制確認書)
内部監査室の組織体制	内部監査室長の選任	内部監査室長の採用ができていない。
	三様監査会議	平成 29 年 2 月以降より実際に運用を開始し、会計監査人、監査法人及び外部コンサルタントが参加したが、当社内部監査室担当者の日程があわないため不参加。

(7) 会計監査人への情報提供の充実

項目	改善策	実施状況 (内部管理体制確認書)
情報提供の充実	意見交換の強化	現代表取締役が自ら会計監査人と密に意見交換を行っている。なお、意見交換の方法は、主にメールや電話、会計監査人の監査時における口頭でのコミュニケーション等の実施。

(8) コンプライアンス意識の改善

項目	改善策	実施状況 (内部管理体制確認書)
コンプライアンス研修	海外も含め役員ら及び当社グループの全従業員に対し、定期的に外部の専門家等によるコンプライアンス研修の受講又は外部で開催されるコンプライアンス関連セミナー等に参加させる	実施していない。 今後は以下の予定 ①役員：平成 29 年 4 月 21 日 (予定) 「①コンプライアンスとは」実施予定 ②従業員：平成 29 年 4 月下旬～5 月上旬 (予定) 「コンプライアンスとは」 「当社の規程について」「上場会社とは」「情報管理について (インサイダー取引、個人情報保護等)」

(9) 内部通報制度の整備運用

項目	改善策	実施状況 (内部管理体制確認書)
内部通報制度の整備運用	取締役及び社外監査役への「ヘルプライン」(電子メールの窓口) を設け、直接通報できる仕組みを導入	平成 28 年 8 月に内部通報制度規程の改定を行い、代表取締役及び社外監査役への「ヘルプライン」(電子メールの窓口) を設け、直接通報できる仕組みを導入したものの、運用されていない。平成 29 年 3 月の取締役会決議で内部通報制度規程を一部改定し、改定後内部通報制度が整備された旨の案内を事務所・店舗等への掲示を行い、周知徹底する予定。

(10) 事業計画に基づく予算管理機能の強化

項目	改善策	実施状況（内部管理体制確認書）
事業計画の立案・策定が可能な体制を構築	①当社の事業に知見を有する役員の招聘 ②CFO 候補者の採用	①役員 飲食事業の経験者 2名招聘 上場会社経験者 1名招聘 ②現状適切な人材の採用はできていない。今後採用する予定。
予算策定及び予実管理について	利益計画の策定、総合予算編成方針の決定、部署予算の立案、総合予算の編成、決定、予算の示達、予算の修正、予実管理	平成 28 年 8 月に予算管理規程を改定したが、当該予算策定及び予実管理プロセスを実行できていない。当社の実態に即した新たな予算策定及び予実管理を実施していく予定、平成 29 年 9 月期第 2 四半期確定後、予算の策定に着手する予定。

(11) 経理及び資金管理機能の強化

項目	改善策	実施状況（内部管理体制確認書）
経理及び資金管理機能の強化及び資金管理体制の強化	人員を確保	新たな人員の採用は実施できていない。 代表取締役又は財務担当取締役及び管理部長の 2 名が承認。改善案策定時から多少の変更はあるが、資金管理体制はおおむね改善案策定時の内容を提出日現在においても実施。
月次財務ミーティング実施状況	週 1 回開催	実施できていない。 今後は平成 28 年 3 月の取締役会において規程の全般的な改定を再度実施予定であり、当該改定実施後の同年 4 月に役職員への規程研修を通して周知徹底を図る予定。
規程の整備及び運用	経理不正防止、経理規程の制定	平成 28 年 8 月に改定したが規程の改定は不十分。 今後は、平成 28 年 3 月の取締役会において規程の全般的な改定を再度実施予定であり、当該改定実施後の同年 4 月に役職員への規程研修を通して周知徹底を図る予定。

(12) 開示体制の強化

項目	改善策	実施状況（内部管理体制確認書）
開示体制の強化	①人材の採用 ②情報取扱責任者の採用 ③経営企画室の採用 ④情報開示委員会	①子会社代表が管理部長を兼任しており、新たな人材の確保ができていない。 ②情報取扱責任者について当社代表取締役会長が兼務。 ③経営企画室長について、当社代表取締役が兼務。 ④情報開示委員会の体制について再検討を行い、外部のアドバイザーに当該情報開示委員会の役割を担わせることによって実効性を担保するよう変更し、外部アドバイザーと業務委託契約を締結。

## 2. 今後の見通し

上記1において、実施予定としている改善策の実施状況については、現在まで一部のみの実施に留まっており、改善を完了させるための具体的な計画の作成を含め、必要な対応が実施できていません。

当社の再発防止策の進捗状況の現状については、前述のとおり改善策に対する実施状況に問題が残っていると認識しておりますが、この事態を真摯に受け止め、更にコンプライアンス等への取り組みを強化し、社会の皆様から信頼を回復するため、全社一丸となり、再発防止策の改善に努めてまいります。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

以上